

(第3回基本計画推進専門委員等会議における岡村構成員提出資料)

支援のための連携に関する検討会「中間取りまとめ(案)」への修正提案

民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修及び犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成等の在り方について(7頁)

(1と2の間に、新たに下記の章を加え、2を3に、3を4にする)

2. 被害者支援者研修指導員の養成

従来、わが国では、大学等における被害者理解と被害者支援についての教育が十分になされていなかった。そのために、支援者研修を行うにあたっては、研修カリキュラムを担当できる指導員の養成が急務となる。

現に行われているボランティア養成講座においても、心理学や法律学を専門とする研究者が被害者学を学んでいないために、受講者から不満が出ているなど、さまざまな問題がある。

そこで、指導員になるためには、下記の内容を含む被害者学の教育を一定時間以上学んでもらう必要がある。

被害者の実態とニーズ、被害者への偏見、二次被害と三次被害、
被害者のプライバシー、被害者の心的外傷、被害者の権利、
国連被害者宣言および同ハンドブック、犯罪被害者等基本法および同計画、
被害者と刑事司法、被害者支援のスキル

このような指導員養成は、内閣府から認定された大学等の研究教育機関において行われることが望ましい。